

奈良県告示第五百七十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五十八条第一項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 収納を委託した歳入

1 小泉県営住宅、天理県営住宅及び橿原県営住宅並びにそれらの駐車場の使用料並びに坊城県営住宅及び纏向県営住宅の使用料で、次に掲げるもの

- (一) 入居決定者が、入居する際納入する使用料
- (二) 入居者又は駐車場を使用するものが、県の指定金融機関又は収納代理金融機関に納入していない使用料

2 西小泉県営住宅、南和県営住宅、秋津県営住宅及び吉野県営住宅の駐車場の使用料で、使用するものが県の指定金融機関又は収納代理金融機関に納入していない使用料

二 受託者の名称及び所在地

名称 株式会社東急コミュニティー

所在地 東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号

三 委託事務の取扱期間

平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十一日